

平成28年(ワ)第758号 国家賠償請求事件

原告 三輪 唯夫 外3名

被告 岐阜県

被告準備書面(5)

令和元年 7月24日

岐阜地方裁判所 民事第2部合議係 御中

被告 訴訟代理人

弁護士 端 元 博 保

弁護士 伊 藤 公 郎

弁護士 池 田 智 洋

弁護士 市 橋 優 一

電話 058-263-1433

FAX 058-263-6697

第1 情報の収集の必要性、相当性及び妥当性について

1、警察は、住民生活のトラブルの未然防止、窃盗などの従来の犯罪から、特殊詐欺などの、現代的犯罪の防止、テロ等の防止や対策、といった、公共の安全と秩序の維持という警察の責務を果たすため、法令に基づく適切な職務の執行として、広く情報収集を行っている。

2、また、収集方法も、相当な方法で行っており、妥当性も存する。

原告らからも、収集方法に関する具体的な違法行為の主張もされていない。

第2 情報の性質の違いによる、プライバシー侵害の存否、程度、における、原告ら平成30年11月12日付準備書面への反論

1、本件議事録の作成者は、岐阜県警察ではない。

原告ら準備書面でも、原告自ら「訴外会社の従業員が警察官の言葉をどこまで正確に記録しているかも不明である。」と主張しているとおおり、この記載は、あくまで、当該従業員の表現行為、にとどまるものである。

このことを前提に、記載の文言のみを判断基準として、以下、反論する。

2、情報が、既に社会内に広く存する場合、秘匿性も、非公知性もないことから、その情報の要保護性はない、と思料する。

すると、訴状別紙の記号番号I cについては、議事録記載を前提としても、本件議事録が作成される前に、既に新聞で報道された情報、ということとなり、秘匿性も、非公知性もないことから、要保護性はないこととなる。

3、また、同I f及びI lの、自然保護活動の経歴、についても、一般的な自然保護活動は、その考え方や活動を、自ら発信したり、新聞の取材を受けるなどして、広報し、活動が理解され、広がるよう努力していることが多い。

そこで、この経歴も、本件議事録が作成される前に、自ら発信されたか、既に報道された情報、ということとなり、秘匿性も、非公知性もないことから、要保護性はないこととなる。

また、I lの「法律事務所との繋がり」につき、原告らもその意味を特定できないように、情報の内容が不明確であり、プライバシー権で保護されるべき内容ではない。

4、I mにつき、原告らは、「大垣市内」を住所とする。

しかし、「大垣市内」だけでは、どこかは特定されないので、住所とまでは言えず、個人情報とは言えない。

また、自然保護活動の経歴、については、上述のとおりである。

個人名、についても、過去に行った行政訴訟の原告となった際、新聞で報道されており、本件議事録が作成される前に、既に新聞で報道された情報、ということとなり、秘匿性も、非公知性もないことから、要保護性はないこととなる。

また、上記各情報は、原告ら準備書面によれば、原告近藤自身が自ら外部に発信している、とのことであり、そもそも、自ら発信していることから、プライバシー侵害は生じないこととなる。

5、I n、I oについても、各情報は、原告ら準備書面によれば、原告近藤自身が自ら外部に発信している、とのことであり、そもそも、自ら発信していることから、プライバシー侵害は生じないこととなる。

6、IV oにつき、過去に行った行政訴訟の原告となった際、原告近藤は、代理人らと合同で、記者会見を行うなどし、その内容が新聞で報道されており、本件議事録が作成される前に、既に新聞で報道された情報、ということとなり、秘匿性も、非公知性もないことから、要保護性はないこととなる。

同様に、原告ら準備書面によれば、原告近藤自身が自ら外部に発信している、と

のことであり、そもそも、自ら発信していることから、プライバシー侵害は生じないこととなる。

以上